

福岡市美術館リニューアル事業について、事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおりその内容を公表します。

平成 28 年 3 月 3 日

福岡市長 高 島 宗一郎

1 公共施設等の名称

福岡市美術館

2 公共施設等の立地

福岡市中央区大濠公園 1 番 6 号

3 選定事業者の商号又は名称

福岡市博多区下川端町 9 番 12 号

福岡アートミュージアムパートナーズ株式会社

4 公共施設等の整備等の内容

福岡市美術館の設計・建設、開館準備、維持管理及び運営に関する業務

5 契約期間

平成 28 年 2 月 23 日（福岡市議会において本契約締結に係る議案について議決がなされた日）から平成 46 年 3 月 31 日まで

6 契約金額

10,749,044,665 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。

7 事業の継続が困難となった場合に措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合に措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項のとおりである。

<福岡市美術館リニューアル事業 事業契約書（抄）>

（事業者の債務不履行による契約の早期終了）

第 85 条 次に掲げる場合、市は、事業者に対して書面により通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- （1）事業者が、設計又は改修工事に着手すべき期日を過ぎても、設計又は改修工事に着手せず、相当の期間を定めて市が催告したにもかかわらず、当該遅延について、事業者から、市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- （2）事業者が、連続して 30 日以上又は年間 60 日以上の間、本件施設の営業を行わず、市が、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる状態が是正されないとき。
- （3）事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が、本契約、入札説明書等、民間事業者提案に従って債務を履行せず、市が、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる不履行が是正されないとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、事業者が本契約、入札説明書等又は民間事業者提案に違反し、かつ、市が相当な期間を定めて催告しても当該違反の状態が解消されないとき。

2 前項の規定にもかかわらず、次に掲げるときは、市は、事業者に対して何らの催告をすることなく、書面により通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- （1）事業者が、本件施設の改修工事を工期内に完成させず、かつ、工事終了予定日経過後、30 日以上経過しているにもかかわらず、かかる工事が完成する見込みがないことが明らかなとき。
- （2）事業者が、事業を放棄したとき。
- （3）事業者（事業者の構成員のいずれか）が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- （4）事業者が、本契約に基づいて負担する債務を履行することが、事業者の責めに帰すべき事由により不可能となったとき。

3 上記各条項のほか、市は、別紙 10 に従って、サービス対価を減額し、又はサービス対価の支払を停止し、又は本契約を解除することができる。

（市の解除権）

第 86 条 市は、事業者、構成員又は協力企業（本項 4 号の場合は、その役員又は本件

事業に係る使用人とする。)につき、本契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1号から第3号のいずれかに該当した場合であっても、当該納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員若しくは協力企業又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) いずれかの構成員又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 市は、福岡県警察本部からの通知に基づき、事業者、構成員又は協力企業が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により事業者、構成員又は協力企業に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
 - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は本件事業に係る使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
 - (7) 役員等又は本件事業に係る使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 事業者、構成員又は協力企業が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 市は、事業者が法令違反行為を行った又は法令違反状態が継続している場合に、事業者に対し、法令を遵守するよう是正措置をとるよう求めることができる。市の求めにかかわらず、事業者が是正措置を行わない場合には、市は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 事業者は、構成員又は協力企業をして、本件事業を第1項又は第2項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本件事業を請け負い又は受託した第三者が、第1項又は第2項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その

下の請負又は委託についても同様とする。

- 5 事業者は、自己と契約関係にある第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との契約を解除する等し、当該第三者が本件事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を市に報告しなければならない。事業者がかかる措置を直ちにとらない場合、市は本契約を解除することができる。
- 6 市が本契約を解除するか否かにかかわらず、本件施設が市に引き渡される前に、事業者が第2項各号のいずれかに該当することが発覚した場合、事業者は、自ら及び構成員又は協力企業をして、連帯せしめたうえ、市に対し、違約金として契約金額のうちサービス対価Aに消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額から割賦手数料を控除した金額の10分の1を乗じた額を支払う。本件施設が引き渡された後に、事業者が第2項各号のいずれかに該当することが発覚した場合、事業者は、自ら及び構成員又は協力企業をして、連帯せしめたうえ、市に対し、違約金として契約金額のうち1年分のサービス対価C及びサービス対価Dの合計額に10分の1を乗じた額を支払う。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合には、市はかかる超過額について別途事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 第2項9号の規定により、下請契約又は資材、原材料の購入契約が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により市が事業者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、事業者が一切の責任を負うものとする。
- 8 本契約第88条及び第89条の規定は、第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合においてこれを準用する。

(契約解除のための手続)

第87条 第85条第1項第3号及び第4号に基づく解除については、市は、まず以下の手続に従い、本件事業を継続させるよう努めなければならない。

- (1) 市は、別紙10に従ったモニタリングを実施することにより、解除事由の発生の有無を確認する。
- (2) 前号のモニタリングにより別紙10に規定される事由の存在が確認された場合、市は事業者に対し、別紙10に従って、当該事由を是正するよう是正勧告を行い、本件事業の継続を図るものとする。

(本件施設の完成確認通知の受領前の解除の効果)

第88条 事業者の責めに帰すべき事由により、かつ、本件施設の完成確認通知の受領前に、本契約が解除された場合、事業者は、本条に定めるところに従い、市に対して、

サービス対価 A に消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。なお、本条に定める違約金の支払を担保するために、事業者は本契約第 23 条第 1 項第 5 号に従い事業者が付保する履行保証保険の保険金支払請求権に対して、事業者の費用をもって、市を質権者とする質権を設定するものとし、また、かかる質権設定に関して、第三者に対する対抗要件を具備するために必要な一切の手続について、市に協力しなければならない。

- 2 前項に規定される場合、市は、改修工事の出来形部分を確認の上、第 3 項に規定される金額で、供用開始予定日から事業終了日までの期間を最長とする均等分割払により、又は議会の議決等の予算措置がとられることを条件として支払時点までの利息を付した一括払で、支払うものとする。この場合、事業者は、自らが設置した備品を撤去しなければならない。ただし、市は、事業者が設置した本件施設の備品を、市と事業者との間で別途合意する金額で買い取ることができる。
- 3 前項において、市が支払う金額は、本件施設の改修工事費の出来高相当額から第 1 項に規定される違約金額を控除した金額とする。
- 4 本条の規定にかかわらず、市は事業者に対して、第 1 項に規定される違約金を超える損害の賠償を請求することができる。
- 5 本条における違約金は、第 86 条第 6 項に基づく違約金が発生する場合には、その違約金と同一であり、別途発生するものではないことを確認する。

(本件施設の完成確認通知の受領後の解除の効果)

第 89 条 事業者の責めに帰すべき事由により、かつ、本件施設の完成確認通知の受領後に、本契約が解除された場合、事業者は、本条に定めるところに従い、市に対して、サービス対価 C 及びサービス対価 D の各 1 年分の合計に消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額の 10 分の 1 に相当する違約金を、支払わなければならない。

- 2 前項に規定される場合、市は、第 3 項に規定される金額を、供用開始日から事業終了日までの期間を最長とする均等分割払により、又は議会の議決等の予算措置がとられることを条件として支払時点までの利息を付した一括払で、支払うものとする。この場合、事業者は、自らが設置した備品を撤去しなければならない。ただし、市は、事業者が設置した本件施設の備品を、市と事業者との間で別途合意する金額で買い取ることができる。
- 3 第 2 項で市が支払う金額は、本件施設の工事費残存額の合計金額から、第 1 項に規定される違約金額を控除した金額とする。
- 4 本条の規定にかかわらず、市は、事業者に対して、第 1 項に規定される違約金を超える損害の賠償を請求することができる。

- 5 本条第1項の規定に従い本契約が終了する場合、市は、事業者に対して、当該終了日までの本件施設の運営にかかる未払いのサービス対価を、第81条に準じた減額手続を行った上で支払うものとする。この場合、事業者は、サービス対価支払にかかる請求書を業務報告書に添えて市に対して提出するものとし、市は当該請求書に従って請求日より30日以内に事業者に対してサービス対価を支払うものとする。
- 6 本条における違約金は、第86条第6項に基づく違約金が発生する場合には、その違約金と同一であり、別途発生するものではないことを確認する。

(市の債務不履行)

- 第90条 市が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、市は、事業者に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、福岡市契約事務規則（昭和39年3月19日規則第16号）に定める率を乗じて計算した額を遅延損害金として支払うものとする。
- 2 市の責めに帰すべき事由により、事業者が、本件施設を運営できなかった場合、市はこれにより事業者が被った損害を、事業者に対して賠償する。

(市の債務不履行による解除等)

- 第91条 市が、本契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は市に対して通知を行うことにより、かかる状態の是正を求めることができる。市が、かかる通知を受領した後6ヶ月以内に、本契約上の義務に違反した状態を是正しない場合、事業者は、本契約を、終了させることができる。
- 2 市がその責めに帰すべき事由により本契約の義務の履行を怠った場合、これにより事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(本件施設の完成確認通知の受領前の市の債務不履行による解除の効果)

- 第92条 事業者による本件施設の完成確認通知の受領前に、市の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、市は、改修工事の出来形部分を確認の上、原則として次項に規定される金額で、供用開始予定日から事業終了日までの期間を最長とする均等分割払により、又は議会の議決等の予算措置がとられることを条件として支払時点までの利息を付した一括払で、これらを譲り受けるものとする。かかる金額の支払方法は、事業者が選択することができる。事業者は、自らが設置した備品を撤去しなければならない。
- 2 前項において、市が支払う金額は、本件施設の改修工事の出来高相当額及び開業準備にかかる未払のサービス対価とする。

- 3 本条各項の規定にもかかわらず、事業者は、市に対して別途損害の賠償を求めることができる。

(本件施設の完成確認通知の受領後の市の債務不履行による解除の効果)

第 93 条 事業者による本件施設の完成確認通知の受領後に、市の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合、市は、本件施設を確認の上、本件施設の工事費残存額で、運営残存期間に相当する期間を最長とする均等分割払により、又は議会の議決等の予算措置がとられることを条件として支払時点までの利息を付した一括払で支払うものとし、かかる金額の支払方法は、事業者が選択することができる。この場合、事業者は、自らが設置した備品を撤去しなければならない。ただし、市は、事業者が設置した備品を、市と事業者の間で別途合意する金額で買い取ることができる。

- 2 本条各項の規定にもかかわらず、事業者は、市に対して別途損害の賠償を求めることができる。

- 3 本条第 1 項の規定に従い本契約が終了する場合、市は事業者に対して、当該終了日までの本件施設の開館準備、維持管理及び運営にかかる未払のサービス対価を、第 81 条に規定される減額事由がある場合には、同条に準じた減額手続を行った上で支払うものとする。この場合、事業者は、サービス対価支払にかかる請求書を業務報告書に添えて市に対して提出するものとし、市は当該請求書に従って請求日より 30 日以内に事業者に対してサービス対価を支払うものとする。

(契約の終了)

第 96 条 本契約の締結後における法令変更により、市が、本件事業の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定に従い、本契約が終了する場合で、事業者による本件施設の完成確認通知の受領前については、第 92 条（ただし、第 3 項は除く。）の規定を準用する。

- 3 第 1 項の規定に従い本契約が終了する場合で、事業者による本件施設の完成確認通知の受領後については、第 93 条（ただし、第 2 項は除く。）の規定を準用する。

- 4 本条の規定により本契約が終了する場合、市は、事業者が、本件事業を終了するために要した実費相当額（銀行団に対する支払が必要な金融費用を含む。）を事業者に支払うものとする。

(契約の終了)

第 99 条 本契約の締結後における不可抗力により、市が、事業の継続が困難と判断し

た場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合については、市は、事業者と協議の上、本契約を終了することができる。

2 前項の規定に従い、本契約が終了する場合で、事業者による本件施設の完成確認通知の受領前の場合には、第 92 条（ただし、第 3 項を除く。）の規定を準用する。

3 第 1 項の規定に従い本契約が終了する場合で、事業者による本件施設の完成確認通知の受領後については、第 93 条（ただし、第 2 項を除く。）の規定を準用する。

4 本条の規定により本契約が終了する場合、市は、事業者が本件事業を終了するために要した実費相当額（銀行団に対する支払が必要な金融費用を含む。）を、事業者に支払うものとする。

8 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項のとおりである。

<福岡市美術館リニューアル事業 事業契約書（抄）>

（本件施設の返還）

第 83 条 期間満了及び本件施設の運営開始後の解除により本契約が終了した場合、事業者は、本件施設を継続して使用することに支障がない状態で、市に対して返還するものとする。

2 前項の場合、市は、事業者から本件施設の返還を受けるに当たり、別紙 12 に規定される返還前検査を実施するものとする。

3 市が、前項に従い返還前検査を行う場合、市は本件施設に立ち入ることができるものとし、また事業者は市が行う返還前検査に協力しなければならない。

4 返還前検査において疑義が生じた場合には、市及び事業者は、その内容について協議を行い、必要な場合には、これに関する決定を行うものとする。

5 返還前検査において、本件施設の状態が別紙 12 の水準を満たしていない場合には、市は、事業者に対してこれを通知するものとし、事業者は、当該通知に従い速やかにこれを修繕するものとする。ただし、本件施設の状態が、別紙 12 の水準を満たさないことが、市の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

6 事業者は、返還前検査を受け、本件施設を市に返還した後は、前項に規定される修繕義務を負わないものとする。

7 事業者は、理由の如何を問わず、本件施設を市に返還する場合には、本件施設の返還と同時に、備品台帳に記載された本件施設の備品を市に対して返還し、自らが設置した本件施設の備品を撤去しなければならない。ただし、市は、事業者が設置した本件施設の備品については、市及び事業者が別途合意する金額で、これを買取ること

ができる。

- 8 事業者は、事業者による本件施設の返還後において新たに本件施設の維持管理運営を担う者に対して、要求水準書記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設を継続して使用できるよう本件施設の運営及び維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた運営及び維持管理に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するなどにより、適切な引継ぎを行うこと。また、引継ぎ終了後に業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを市に提出する。